１、埼玉中部資源循環組合について

⑴ 4月1日から施行した埼玉中部資源循環組合の現在までの業務内容・焼却炉建設に向けての情勢および進捗は。

⑵ 埼玉中部環境保全組合建設時の吉見町地元の建設差し止め仮処分訴訟にかかる熊谷地裁の和解調書（昭和61年2月25日）の条項一〇には、債務者は吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設又は増設しないと記されている。債務者は埼玉中部環境保全組合管理者木村嘉正氏で当時の吉見町長である。一方、小川地区衛生組合では、し尿処理施設建設に伴う東小川自治会の要望に対する回答（平成４年10月28日）の８について、隣接するゴミ焼却場は、他地区への移転計画を推進し、実現を図ります。と記してあり小川地区衛生組合においては、地元との協定は、遵守している。

小川地区衛生組合協議事項を順守するために、吉見町長に、地元との裁判の和解条項を反古させ、建設地を決定し、埼玉中部資源循環組合を設立した。

地元首長の吉見町長に地元との和解事項の順守を求めず、建設地を選択した理由、焼却場地元である小川町地元と吉見町地元とを差別する理由を伺う。

２、仕事と介護の両立について

⑴ 現在、「嵐山町職員の勤務時間及び休暇に関する条例」第8条・１６条の規定に基づく早出遅出勤務、介護休暇を申請している男性職員数、女性職員数は

⑵ 庁内で仕事と介護を両立させるための職場環境としての工夫は

⑶ 町内で介護のために離職せざるをえなかった人の把握について聞く

⑷ 嵐山町において仕事と介護を両立するための環境づくり・介護休業法の町民への周知について聞く。

３、子ども・障がいのある人のまちづくり参画のあり方について

まちづくりの手法として、こどもの習字の作品等を、ラミネート加工して街灯の下に展示する、あるいは電柱の目の高さにポスター等を展示する工夫があり、その入れ替えを障害のある人に依頼する自治体もある。ミニ●●●●との形で、子ども主体のまちづくりのお祭りをする地域もある。アート展を開催する自治体もある。子ども・障がいのある人のまちづくり参画についての考え方を聞く

４、公名義の賞交付のあり方について

(1)嵐山町いいとこスピーチコンテストでは、町長賞・教育長賞・議長賞等の公組織名義の賞を交付している。今後、町主催・共催・民間主催で公の組織名義の賞を交付する場合、要綱等の整備が必要である。考え方を聞く

(2)議長賞交付の場合は、議会が合議体であり、議決機関であることより、交付についての要綱整備が不可欠である。議長賞については一旦取り消し、議会に対し要綱整備の協議を求め、附則に遡及条項を求めれば、いいとこスピーチコンテストの議長賞交付が遡って可能になる。方向を聞く。

５、就学援助の現状について

(1) 就学援助制度の周知方法は

(2)就学援助申請の27年度の状況は

(3)就学援助者への町からの連絡方法

６、公共施設の貸室のあり方・ふれあい交流センター印刷機の使用について

(1)ふれあい交流センター等の町民の使用は午前・午後・夜間と３部制になっており、時間帯によって料金が異なる。不合理な部分があり12時から1時までは使用できない。時間単位の使用料の変更、又、地域通貨の利用も可能な方向へ改正を求める。

(2）ふれあい交流センターに設置している印刷機を、限られた団体だけに限らず、営業を除いて多くの町民が活用できるようにルール整備を求める。